

道路法令関係Q&A

SA(サービスイリア)における

車内生活者及び放置車両と道路法

道路局路政課

(とある休日の朝、Y係長とD係員とが海水浴に向かう途中、高速道路のSA(サービスイリア)にて朝食を調達し、Dの愛車へと向かう)

Y..しかし、今日はいい天気だな。絶好の海水浴日和だな。

D..そうですね。やっぱり、早起きすると気持ちいいですね。高速道路のSAには、地域の名産とか色々な物が売っていて楽しいですね。

Y..うん。ドライブ途中にSAに立ち寄るのは、俺も大好きなんだ。

D..ところで先輩。先日、高速道路のSAで「生活」している人がいるって聞いたのですが。

Y..ああ、俺も新聞で見たよ。SAを拠点に売店で食事したり、トイレで洗面したりして車内で生活しながら、定期的に高速道路外に出て仕事しているという話だよ。

D..そうですね。確かにSAには色々な施設があって、あまり不自由しないとは思いますが...

Y..そうですね。確かに、最近のSAはどんどん

快適になってきているけど、そこで生活するっていうのは、非常にまれなケースではあるね。ただ、悪質な場合については、道路管理者としては適切な措置をとる必要があるんだ。具体的に

は、道路法第四十八条の五第一項(出入の制限等)「何人もみだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行してはならない」に、当該行為が違反しないかどうかが問題となるんだね。

D..なるほど。(道路法を見ながら)でも先輩、法第四十八条の五第一項の「みだりに」とは具体的にどういう意味なんですか。

Y..そうですね。「みだりに」とは、「正当な理由なく」という意味であり、①道路管理者等が道路の管理のために立ち入る場合、警察官が交通取締りのために立ち入る場合、バス・ストップに乗客が立ち入る場合等のように、自動車専用道路に立ち入る正当の権限を有する場合、又は②

自動車専用道路と他の道路とが平面交差する場合において一般の通行人が横断歩道を通行する場合、自動車専用道路内の休憩所、給油所等を利用するために通行する場合のように、自動車専用道路の道路管理者がその通行を当然のこととして予想している場合を除いて、基本的には全て「みだりに」に該当すると考えられるんだ。

例えばD君が自動車専用道路内の休憩所、給油所等を利用するために通行するような場合は、「みだりに」には該当しないと考えられるんだ。

D..ただ、一口に休憩所を利用するといっても、様々な利用形態があると思うのですが...

Y..そうですね。通行の途中でSAに立ち寄り、車内で就寝する行為が反復継続されても、単に休憩が長時間に及んでいると認められる場合には、通常のSA利用形態に含まれるものであるから、「みだりに」には該当しないとみなされるんだ。ただ、その行為が通常のSA利用形態に該当しないとされる場合、「みだりに」に該当し、法第四十八条違反になる可能性が出てくるんだね。

D..違反している場合の、道路管理者としての対応はどのようになるのでしょうか。

Y..仮に、法第四十八条の五第一項に違反するということになれば、法律はこういった行為に対

〈参考〉

(違法放置物件に対する措置)

第四十四条の二

1～3 (略)

4 道路管理者は、第二項の規定により保管した違法放置物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該違法放置物件を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該違法放置物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、政令で定めるところにより、当該違法放置物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 道路管理者は、前項の規定による違法放置物件の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該違法放置物件を廃棄することができる。

6～8 (略)

(出入の制限等)

第四十八条の五

1 何人もみだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行してはならない。

2 (略)

(違反行為に対する措置)

第四十八条の六

道路管理者は、前条第一項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

第百三条

第四十三条の二、第四十八条第四項、第四十八条の六若しくは第四十八条の十の規定による道路管理者の命令又は第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対する第四十七条の三第一項の規定による道路管理者の命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。第七十一条第五項の規定による道路監視員の命令に違反した者についても、同様とする。

して中止命令等の監督処分(法第四十八条の六)を想定しており、この命令に従わない場合には罰則規定(法第百三条)もある。道路管理者としては、SAから立ち去るよう粘り強く説得するとともに、それでも説得に応じない場合には、退去命令を発することもあり得るということだね。

D..SA本来の目的とは異なる利用をしている場合、道路法に基づき道路管理者として適切に対処できるというわけですね。

D..ところで先輩。最近、SAでも車両が放置される場合があると聞いたのですが。

Y..うん。台数は少ないけれども、中には車両が放置されて、ガラスが割られていたり部品が外されてたり、車内にゴミが捨てられる場合もあるようだね。

D..そのような車両に対して、道路管理者としては、どのように対処するのですか？

Y..撤去後、ナンバーや車台番号等を手がかりに所有者の確認を行い、所有者が判明したら車両

の引き取りを行わせ、撤去費用の徴収を行うんだ。所有者の確認がとれない車両については、公示を行い、所有者確認等を行いつつ公示日から三カ月間保管し、その時点で所有者不明であれば道路管理者において売却する。そして、売却益が出れば撤去費用等を差引いた上で、代金としてさらに三カ月間保管する(道路法第四十四条の二第四項)。また、車両が売れず、評価額が非常に低い場合にはこの時点で廃棄する。処分に要した費用は、所有者等への債権ということになるんだ。

なお、所有者の確認がとれずナンバーも無く、客観的に車両の体をなしていないものについては、保管・公示なしに不法投棄物として撤去後即廃棄することができるんだ(法第四十四条の二第五項)。

D..放置車両については、道路管理者の責任において対処する必要があるけど、SA利用者のマナーも大事になってくるんですね。

Y..そうだね。自分がお世話になった愛車は、自分で責任持つて処分する必要があるよね。B君も社会人初めてのポルナスで買ったマイカーを、最後まで愛着と責任をもって大事にしようね。

D..はい、了解です！今日は、日焼け日和だしたくさん泳ぎましょう！